

令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金

「よくあるご質問（補助事業ポータル）」

＜補助事業ポータルについて＞

No.	質問	回答	ポータルの手引き
1	アカウント登録やポータル入力が締切までに完了していれば申請できますか。	交付申請は、指定の交付申請書類一式が提出期限の2025年4月28日（月）17:00までに指定の私書箱に必着(消印日ではありません)することで、申請の受付となります。補助事業ポータルのアカウント登録やポータル各項目の入力をしただけでは申請の受付とはなりません。	-
2	アカウントが仮登録になっています。いつ本登録されますか。	およそ24時間以内に登録されたメールアドレスに本登録メールが届きますので、メールに掲載されているURLをクリックして、アカウント登録の手続きを進めてください。 @sii.or.jp からのメールを受信できるよう、あらかじめ設定を確認しておいてください。	P.8
3	ユーザ名、パスワード設定用URLの記載されたメールが届きません。	以下のパターンが考えられます。 ○迷惑メールフォルダやゴミ箱に自動振り分けされている 迷惑メールフォルダやゴミ箱をご確認ください。 ○迷惑メール設定によって、受信が拒否されている SIIからのメールが受信できるように、お使いの端末やメールソフトの設定を確認してください。 ※設定方法はお使いの端末やメールソフトによって異なりますので、詳しくは各端末・メールソフトの提供元にご確認ください。 ○広告メール対策などでPCからのメールまたはメール文中にURLリンクが記載されたメールを受信できない設定にされている メール文中にURLリンクが記載されたメールが受信できるように、お使いの端末やメールソフトの設定を確認してください。 ※設定方法はお使いの端末やメールソフトによって異なりますので、詳しくは各端末・メールソフトの提供元にご確認ください。	-
4	補助事業ポータルのパスワードを失念してしまいました。パスワードの再発行はできますか。	補助事業ポータルのログイン画面で「パスワードをお忘れですか?」をクリックし、再発行手続きを行ってください。	P.11
5	補助事業ポータルにログインができません。どうすればよいですか。	入力しているユーザ名、又はパスワードが誤っていないか、確認してください。 ※ユーザ名は登録したメールアドレスではなく、「●●●●●@geh.sii.or.jp」です。 ユーザ名を忘れた場合は、SIIホームページ内の本事業のページから、新しいアカウントを取得してください。 パスワードを忘れた場合は、補助事業ポータルのログイン画面で「パスワードをお忘れですか?」をクリックし、再発行手続きを行ってください。	P.11
6	申請書番号はどのように取得できますか。	補助事業ポータルにログインして「補正省エネ_申請書新規作成」より情報を登録し、[保存]または[一時保存]ボタンをクリックすると、自動的に付番されます。	P.13/14/17
7	ポータルへの入力を、一旦途中で終了し、後日入力を再開することはできますか。	[一時保存]ボタンをクリックしていただくことでそれまでの入力内容が保存され、後日でも入力が可能となります。 一定時間(約60分)補助事業ポータルを操作しないと、自動的にログアウトされ、作成中のデータが消えてしまう場合があります。また、データの保存前にブラウザの[戻る]ボタンで、前の画面に戻った場合も、入力したデータが保存されず消えてしまう場合があります。作業中はこまめに[一時保存]ボタンをクリックする等、データの保存に注意してください。	P.14

8	補助事業ポータルでデータを保存しよう とするとエラーメッセージが表示されま す。	ポータルの入力内容に誤りがあります。エラーメッセージを確認して該当箇所を特定し、誤りを修 正してから再度[保存]ボタンをクリックしてください。	P.14
9	ポータルに登録した情報を修正したいで す。	ポータルにログインし、「補正省エネ_申請書検索」タブをクリックします。 表示される「申請書検索 画面」で申請書の検索条件を入力、又は空欄のまま、[検索実行]ボタンを クリックします。 表示された検索結果から、データを修正したい申請書の[詳細]ボタンをクリックします。 「申請書詳細 画面」が表示されますので、編集したい項目に該当するボタンから、情報の編集を 行ってください。	P.15
10	[入力完了]ボタンを押下した後にポータ ルの修正はできますか。	ポータル開放の処理を行う必要があるため、SIIへ連絡してください。	-
11	社内の誰がアカウントを取得すべきです か。	本補助金の申請においてSIIとの窓口となり、SIIから連絡があった際にご対応いただける方(原則、 本補助金の申請手続きの実務担当者の方)が取得してください。	-
12	補助事業ポータルの「補助事業名」はど のように入力すればよいのですか。	補助事業の内容(導入予定設備、複数店舗で申請の場合は実施場所等)が分かるように、必ず「事業 所名称」を含めて事業内容を入力してください。 ※事業区分(Ⅲ)単独の申請の場合は補助事業名は事業実施場所の登録後に自動で決定されます。	P.17/18
13	導入設備区分の登録・編集ボタンが表示 されません。	「申請書登録 画面」の「導入設備(補助対象設備)」の項目において導入する設備区分を選択し、[確 定]ボタンをクリックすると各事業区分の申請タブ及び記入必須項目が追加されます。 選択した導入設備区分により、表示される項目やボタンが異なります。 「確定」後に再度編集し、導入設備の選択を解除した場合、解除した設備に関連するデータは全て 削除されますのでご注意ください。	P.17/18
14	補助事業ポータルに入力した交付申請日 と交付申請書類の提出日が異なる場合、 修正は必要ですか。	公募期間内であれば交付申請日と交付申請書類の提出日は相違していても問題ありません。	P.18
15	補助事業ポータルと見積書で異なる補助 事業名でも問題ありませんか。	導入設備や実施場所の名称が入っている等、本補助事業の見積書であることが確認できる補助事業 名であれば、補助事業ポータルの補助事業名と完全一致している必要はありません。	P.18
16	リースを利用する場合は、どのように登 録すればよいですか。	大項目の「リース事業情報」で、リース契約「有り」を選択し、内容を登録してください。	P.21/22
17	交付申請書類の事業実施に関連する事項 にある、許認可(届出)、権利使用(又は取 得)等を受けているか、とは具体的にどの ようなことですか。	設備更新を行うにあたって、事業者の意思とは別に自治体等、第三者の許可や届出が必要な事項が ある場合を指します。	P.21
18	事業者1には誰を登録すればいいですか。	事業者1には【補助金を受け取る事業者(補助対象設備を所有する事業者)】の情報を入力してくだ さい。 リース事業者やESCO事業者に該当する場合は事業者1に登録してください。 ただし、事業者1にリース事業者やESCO事業者を記載している場合は「主体となる事業者(設備使用 者)」にはチェックを入れないでください。	P.6/23/24
19	共同申請をしたいのですが、複数の事業 者について登録するところがありませ ん。	「申請書登録 画面」の「申請単位」の項目で「共同申請」を選択し「一時保存」をすると、「申請 書詳細 画面」の上部に[事業者追加・編集]ボタンが表示されますので、そちらから事業者情報を追 加してください。	P.17/29/32

20	法人マイナンバーは13桁だが、会社法人等番号の入力は12桁になっています。どのように入力すればよいですか。	商業登記簿謄本に記載されている「会社法人等番号」を入力してください。 (参考)法人番号の頭1桁を取ったものが、会社法人等番号になります。 法人番号(13桁)=チェックデジット(1桁)+会社法人等番号(12桁)	P.23/24
21	みなし大企業の場合は、企業体の選択はどれを選べばよいですか。	登録する事業者欄の「中小企業/その他」の項目で「その他」を選択してください。	P.25/26
22	リース事業者、ESCO事業者の場合は、企業体の選択はどれを選べばよいですか。	登録する事業者欄の「中小企業/その他」の項目で「その他」を選択してください。	P.25/26
23	補助事業ポータルアカウントを登録したが、申請をやめました。アカウントの削除申請などは必要ですか。	アカウントの削除申請は不要です。	-
24	承認ステータスの状態の見方がわかりません。	【承認ステータスで表示される内容について】 仮登録：入力完了されていない状態 審査待ち：入力完了が押された状態 審査中：入力完了が押されており、申請書類がSIIに到着し、申請が受け付けられた状態	-
25	「型番マスタ」の検索結果に導入する設備が表示されない場合はどうすればよいですか。	・本事業の申請基準を満たしているか確認してください。 ・基準を満たしている場合は、「型番」の入力に誤りがないか、確認してください。 ・入力に誤りがない場合は、型番の枝番部分を削除する等、検索条件を変更して、再度検索してください。 ・入力に誤りがなく検索結果に導入する設備が表示されない、又は検索結果がない旨のメッセージが表示される場合は、SIIのお問い合わせ窓口(0570-039-930)までご連絡ください。	P.39
26	ポータルから出力した申請書に「仮」の文字がついてしまいます。	[入力完了]ボタンを押すことで、「仮」の表示されない提出用の書類を出力することができます。 ※入力完了処理を行うと、修正が行えなくなりますので、「仮」のついた書類で内容に誤りがないことを確認してください。	P.60/61
27	「指定設備情報詳細 画面」で月別計算の[計算]ボタンをクリックすると、月毎のエネルギー使用量が算出されるとのことですが、月毎のエネルギー使用量は必ず算出しなくてはならないですか。	必ず算出を行う必要はございませんが、 交付決定後の報告等で月毎のエネルギー使用量のデータを使用する場合があるため、 交付申請時点で計算いただくことをお勧めいたします。	P.45